

ビジョン検討にあたっての主な論点(検討順)

第3回検討会では、現地視察を踏まえてビジョン検討にあたっての主な論点3.(1)、(2)：4.(1)、(2)：6.(1)、(2)について議論する。検討順に論点を抽出しているが、一度議論した論点に戻つて議論する事もあるため4頁～8頁には、第1回と第2回検討会で議論した論点を添付した。

※論点を黒字、議論となる内容を赤字で示した。

3. 利用者へのサービスについて

(1) 対象者について

・幅広い利用者層への対応について

>屋久島山岳部には、初めて登山をする人から熟練登山者まで様々なレベルの利用者が訪れる。また、単独登山者や少人数のパーティから、修学旅行その他の団体登山やレク森での団体観光ツアーや客も訪れる。年齢層・性別も幅広い。

>縄文杉ルートで「疲労」という遭難態様が目立っていることには、長時間の長距離歩行を要し、初級ルートでないにもかかわらず、登山経験の浅い又は充分な体力を持たない利用者が多いためと考えられる。一方、こうした利用者が訪れてくれることが島の経済や産業の維持に貢献していることも容易に想像できる。

>島の経済・産業の維持や、一生に一度は屋久島を訪れたいという人々のニーズ、利用者に屋久島での自然体験を通じて自然とその保全、自然とのふれあいの価値・重要性への理解を深めてもらいたい国立公園の使命などを考慮した場合、ターゲットとする利用者層やレベルを限定するのではなく、これらの利用者層に幅広く対応していくことが望ましいのではないか。

・増加する外国人利用者への対応について

>レク森の入り込みデータ（2レク森延べ約15万人）を見ても、近年の外国人の増加は明らか。レク森だけでなく、縄文杉登山や縦走など山中泊する外国人も目に付くようになっている。不十分な装備、情報で入山する外国人利用者や、トイレの使い方などマナーの問題も散見される。安全面、環境保全面からも外国人への対応・情報提供は避けて通れない課題で、十分に考慮する必要がある。

>外国人対応というと、標識等の外国語表記がすぐに思いつくことであるが、様々な国の利用者が訪れるからと、やたらに複数言語化すればよいというものではないのではないか。（屋久島山岳部の原生的雰囲気を維持するためには、登山口は別として、山中では英語だけで十分ではないか）

>近年、国の観光施策として外国人観光客の呼び込みによる観光客増加が標榜されているが、世界自然遺産や国立公園として屋久島の機能や役割を考慮した場合、長い目で主たるターゲットとして考えるべきは、やはり日本人ではないか。（無理に限定するということではない）

(2) 質の高い利用体験の提供について

・利用集中および利用集中により生じる問題への対処について

- >屋久島では、利用者の増加に応じて生じた歩道脇の裸地化や利用拠点混雑などの問題に対して、植生保護などの環境保全や利用の快適性などを目的とした施設整備という選択肢を選択し対応してきた。
- >縄文杉登山の利用者数制限については、昭和40年代の文化財調査時や環境文化村構想での「環境きっぷ」など古くから言及・提言されてきた。最近では、平成15年度からエコツーリズム推進の取り組みの一環として利用者数制限の検討が行われ、平成23年度に町条例案（具体的な制限人数が条文明記されていたわけではない）が議会に提出されたが否決され実現に至らなかった。
- >現在、縄文杉の年間利用者は6万人程度だが、9万人程度が訪れた頃と比較してデッキの前に長蛇の列ができるような状況は生じなくなっている。ただし、利用者数制限の検討を始めた頃の年間利用者数4万人程度よりはまだ利用者数が多い。
- 混雑を理由に利用者数制限をする必要性は感じられない状況とも言えるが、“縄文杉ルートで利用者にどのような体験を提供するか”によっては捉え方も変わってくる。
- >今後、屋久島町観光基本計画で数値目標として掲げている来島者35万人が実現すると仮定した場合（空港滑走路延長による東京直行便就航による首都圏からのアクセスが良くなった場合）、過去の状況に鑑みれば、縄文杉ルートでの利用者数制限を再び検討する余地があるのではないか。（事が起こった時に以前と変わらぬ目前現象へのその場対応では、何も学ばなかつことにならないか？）
- >縄文杉ルートだけでなく、避難小屋のキャパオーバーなどによる周辺植生への悪影響などが生じた場合に小屋の拡張が難しいことやし尿処理問題も含め、施設整備のみでの対応には限界があるのではないか。
- >現在は、利用者数が少なく、今後も静かな山旅を楽しめるルートとして維持すべきとされた登山道において、利用者数が増加して“静かな山旅を楽しめる”状態が危うくなった場合の対応策とその対策の検討・発動のタイミングについて。
- >「節度、遠慮の心を持って山に入らせていただく」という昔ながらの島の人々の考え方を、現在の屋久島山岳部の利用のあり方にも取り入れると仮定した場合、利用者数や利用できるルート・エリア（できないルート・エリア）などにどのように反映させるべきか

4. 利用による自然への負荷軽減について

(1) 利用者が持つべき意識について

- >受け入れる側（サービス提供者、管理者）だけでなく、利用者も『自分たちの振る舞いが自然環境に負荷をかけること。島民にとって大切な存在であり、世界的にも重要な山岳部の環境を損なうおそれがあること』を意識して利用すべき（させるべき）ではないか。

(2) 利用者が負うべき義務について

- >上記意識のもと、自らの登山（縄文杉ルートに見られる観光登山も含む）の安全、自らが生じさせる環境負荷について自ら負荷軽減の責任を持つべき、負荷軽減努力をすべきではないか（管理者の義務をゼロにするというものではない）。

6. その他

(1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について

- >屋久杉等山林資源の利用の仕方が変わり、山のような生活の場ではなくなった。
- >島民の日々の暮らしと、山岳部との関係が希薄になった。
- >山岳部をどのように観光利用しているのか、把握している島民は少ない。
- >しかし、多くの島民が経済的にも間接的に山岳部の恩恵を受けている。山岳部を直接利用する島民だけでなく、山岳部から恩恵を受けている多くの島民が山岳部がどのように利用されているのか、どのように保護されているか等に関心を持ち、関わりを持つべきではないか。
- >山は生活の場ではなくなり、岳参りを通じての心のよりどころだけになった。
- >岳参りは、山と集落が関係をもつ接点。

(2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について

- >世界自然遺産地域や国立公園としての山岳利用について、提供すべき利用体験や利用者管理の方針を明確化する
- >山岳部の自然環境の保全と、施設の安全等を含む屋久島らしい自然体験の提供に責任を負うことを再認識すべき。
山は自己責任が基本だが、当然、管理者の責任も確実に「ある」。安全や施設等の維持に関して、利用者の自己責任や受益者負担に（安易に）頼りすぎではない。
ゾーン区分に応じた管理を行い、自然環境や自然体験の質の向上、利用の安全性や快適性の確保に努める。
- >管理行為においても、山への「畏敬の念、感謝の念、遠慮する心」を忘れない。
- >島民・島にとっての山の存在、世界的な保護継承の要請の双方に心を配りつつ、短期・長期の視野を持って必要な施策を推進すべき。
- >屋久島には長年解消しない難しい課題が多いが、粘り強く自然環境の保全、環境負荷の軽減、質の高い自然体験の提供に必要な取り組みを行っていく。
- >課題への対応については、今後を見据えた計画的な対応・対策をとる
- >自分たちのアクション（アクションしないことも含む）が山岳部の自然環境への負荷の増大や劣化（・顕著な普遍的価値の低下）、自然体験の質の低下や旅の満足感の低下（、世界遺産・国立公園・登山・観光の地としてのイメージ悪化）につながることを肝に銘じるべき。

第1回、第2回検討会で議論した、ビジョン検討にあたっての主な論点(検討順)

※論点を黒字、議論となる内容を赤字で示した。

1. 前提となる考え方について

(1) 伝統的な自然観・人と自然との関わりについて

- ・屋久島の人々が自然との関わりの中で培ってきた伝統的な自然観をどのように山岳部の適正利用のビジョンに取り入れるか。

>大前提として、「畏敬の念、感謝の念、遠慮の心」を忘れてはならず、行動する・考えるに当たっては、これを基本とすべきではないか。

※屋久島における、「畏敬の念、感謝の念、遠慮の心」とは、厳しい自然を畏れ、山からの恩恵（豊かな水、ヤクスギを含めた屋久島独自の自然景観）を山そのもの又は山の神々に感謝し、遠慮の心をもって山を守り、利用すること。

>伝統的な自然観・人と自然との関わりについての大きな特徴は、屋久島の山岳部は、地域経済を支える登山利用と、山岳信仰や伝統的な自然観を持ち合わせていることにある。これらのともすれば相反する2つの概念を矛盾なく併存させるようにしなければならないのではないか（伝統的な自然観を顧みない利用のさせ方や、地域社会の存続上重要な位置づけにあることを踏まえない保護の仕方はそぐわないのではないか）。

(2) 自然環境を損なわない範囲、方法での利用について

- ・屋久島山岳部の自然環境の価値、重要性について。

>国際、国内的にも山岳部の保護保全の重要性が極めて高い地域であることは誰もが認めるところ。

>山岳部は、島民の精神的なよりどころや、きれいな水や空気、景観といった人間らしい豊かな暮らしを支える恵み（生態系サービス）を提供してくれているだけでなく、島の経済を支える基盤ともなっている。そして、その恩恵を受けているのは直接山岳部に足を踏み入れる住民だけではない。山岳部は、世界的価値があり保護保全上重要であると同時に、島民の心と暮らしを支える大切な存在である。

>このことからも、山岳部利用の際には自然環境の劣化を招く又は招きうる利用の形態、方法、受け入れは慎むべきではないか。

- ・「保護か開発か」の時代から「自然体験が及ぼすいい効果と自然への負荷のバランス」の時代にシフト。自然環境を損なわない範囲、方法での自然体験利用や観光利用とすることについて。

>山岳部の適正利用は、持続的な自然体験利用や観光利用に寄与する。

>原生的な自然環境が残り、比較的容易にアクセスできる屋久島での自然体験は、利用者に人知の及ばない自然・地球の営みや、自然環境を残すこと、自然にふれあえる豊かな暮らしなどの大きさを気づかせてくれるきっかけとなりうる。

>また、美しく、キツく、時に危険な屋久島の山岳は利用体験を通じて、達成感、充実感、爽快感、感動、恐怖感、ハラハラ・ドキドキ、心地よい疲労など様々なものをもたらしてくれる最高の登

山（レクリエーション）の場。

>屋久島周縁部での受け入れ体制が整備され、利用者が増加したとしても、山岳部が島外からの利用者を惹きつける魅力の中心であることに変わりはない。受け入れ側が提供するサービスの質や土地に記された古からの物語なども魅力の一部ではあるが、魅力の核心は山岳部の環境そのものであることに疑念の余地はない。

>魅力の核心を損なわず、魅力を伝える。

(3) 屋久島(山岳部)の価値、魅力、らしさについて

・屋久島(山岳部)の魅力、屋久島らしさとは何か。

>平成27年度事業内では「屋久島の山らしさ」について、島内観光関係者および関係者、有識者から意見聴取した。その結果を下表に示す。

インタビューから導き出された「屋久島の山らしさ」

地域資源の特徴	・人の手が入った森で感じる「原生林」「原始性」 ・山岳部以外の見どころ（里の観光地）もある多様性 ・人工物のない解放感ある展望 ・特徴的な地質がもたらす景観
利用の特徴	・かつては「山屋」の世界だったが、現在は素人も上級者も訪れる ・自然を畏れ、慈しみながら利用する

>悪い側面として語られがちだが、道を踏み外せば容易に帰れない山・森の深さ、普段は穏やかだが天気によって恐ろしい面を見せてくるところは、屋久島の山らしさなのではないか。

>奥岳まで行かなくてもヤクスギランドなど容易にアクセスできる所で、屋久島の森らしさが充分堪能できる（また、登山道沿いでもバックカントリーと変わらない質の体験ができる）ところは、屋久島の山の特徴ではないか。

・利用者に何を見て欲しいのか、味わって欲しいのか、伝えたい・発信したいのか。

>本当に見て欲しい、伝えたいのは単木（縄文杉をはじめとする著名木）ではないのではないか。

>縄文杉に代表される自然資源だけでなく、歴史・文化にも目を向けてほしい。

>自然のなかでは、自然資源、歴史文化、人間の営みは一体化している。このため、切り離してみるのではなく、全体を見てほしい。

(4) 次世代への継承について

・次世代への継承をどう位置づけるか。

>過去から屋久島山岳部の自然環境を引き継いだ現在を生きる私たちにとって、この自然環境を損なうことなく、可能ならよりよい状態にして後世に引き渡すことは、「義務である」と言ってしまってもいいのではないか。

2. 屋久島山岳部の保護と利用の「目指す姿」又は「るべき姿」について

- >「目指す姿」又は「るべき姿」については、「屋久島の山らしさ」とはどのようなものなのかを十分踏まえたものにする必要がある。「屋久島の山らしさ」は、本節1.(3)に記載。
- >屋久島山岳部は「山」である。縄文杉とそのルートも含め「山」であることを忘れない。(「観光地」としてではなく「山」として発信すべきではないか)
- >屋久島での体験が、自然・地球の営みや、自然環境を残すこと、自然にふれあえる豊かな暮らしだに思いをはせたり、自然や文化の多様性を理解するきっかけとなってほしい。(世界への窓)
- >何回でも来たくなる体験が出来るところにしたい。
- >山岳部といつても様々なルートがあり、整備状況、利用状況も異なる。“どこでも誰でもウェルカム”ではゆっくり静かな山旅が楽しめる花山歩道や永田歩道の良さが損なわれる。多くの人が見てみたいと思う縄文杉ルートを、山だからと整備水準を下げすぎたり、来る人の層や量に合わせすぎて利便性やサービス偏重になれば、けが人が増えたり、原生的雰囲気を損なったり心構えのしっかりしない登山者を招き入れてしまいかねない。初心者から熟練者まで、老若男女様々な利用者層に対して、その場所、ルートに応じた体験を提供できるサービス・管理を行う。

3. 利用者へのサービスについて

(1) 対象者について

- ・幅広い利用者層への対応について
- ・増加する外国人利用者への対応について

(2) 質の高い利用体験の提供について

- ・利用集中および利用集中により生じる問題への対処について

(3) 利用施設の整備と維持管理について

>前提として、屋久島山岳部の利用はこれまで同様、今後も継続して「徒步利用」を大原則とすべきではないか。

- ・利用者の多寡やルート難易度による登山道等整備の考え方について

>自然環境やそれぞれの場所の雰囲気や利用体験の質を損なうことなく、幅広い利用者層やレベルに対応するためには、登山道等の整備や維持管理について一律に考えるのではなく、場所やルートごと（又はいくつかに分類されたグループごと）に考え方（方法や水準）を設定して対処することが望ましいのではないか。

- ・山岳トイレのし尿処理と携帯トイレについて

>避難小屋付帯の汲取トイレを軸として、バイオトイレ整備や携帯トイレ普及も並行して進めてきた。小杉谷、大株歩道入口や新高塚小屋にバイオトイレが整備され、携帯トイレ普及も淀川登山口での調査でグループ携行率8割を超えた（ただし、使用率は2～3割程度）。汲取トイレのし尿は、当面「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」を財源として搬出される見込み（年間2千万円程度）であるが、人力搬出は当面の措置として開始された経緯があり、永続する保証はないのが現状。

>「節度、遠慮の心を持って山に入らせていただく」という昔ながらの島民の考え方を、屋久島山岳部の利用のあり方にも取り入れると仮定した場合、山岳トイレ問題に関してどのような将来像を目指すべきか。

※印象としては、島にいる我々よりも、内地からくる登山者（観光客ではない）の方が環境保全のための施策に対する理解がよく、意識が高いのではないかと感じることもある。

>携帯トイレの導入が進んでいる他地域は日帰りの山と聞くが、山中泊もある屋久島で携帯トイレ普及が難しいと予想される主な理由は何か。

- ・登山道浸食、踏圧による裸地化、避難小屋等の老朽化への対応について

>幅広い利用者層やレベルに対応するために、登山道等の整備や維持管理について場所やルートごと（又はいくつかに分類されたグループごと）に考え方（方法や水準）を設定して対処するととも、ガリー浸食により荒廃した登山道の荒廃防止対策は、自然環境保全や登山者の安全のために優先的に行うべきではないか。

>登山道の浸食や踏圧による裸地化は、一度始まるとどんどん進んでいくため、未然に防ぐか早期に対策を講じるべきではないか。

>登山道や避難小屋の老朽化については、自然環境の保全や利用者の安全等を考慮して、施設管理者が適切に更新するべきではないか。

- ・公園計画上の位置づけがないルートの取り扱いについて

>公園計画上の位置づけがないルートについては、公園利用の積極的推進は難しい（整備など）。

一方、位置づけがなくても自動的に自然公園法で当該ルートの使用・入り込みが制限されるものでもない。

>屋久島山岳部の適正な利用のあり方に照らして利用してもよいルート、利用しないルートを定めていくべきではないか。（その際、自然公園法以外の諸制度での取り扱いにも留意が必要）

※利用人数の制限や、時期による立入制限は、制度としては存在する。

(4) 情報提供について

- ・利用者に、どこで、何を、どんな方法で伝えるべきか

(5) 安全について

- ・自己責任と施設等管理者がすべきことについて

- ❖ 自己責任について

>山岳部利用は基本的に自己責任【自分(達)で計画・準備をし、自分(達)の足で歩き、自分(達)の力で無事に下山する】であるということを再確認し、屋久島山岳部の怖さとともに山岳部利用の原則として利用者にお伝えすべきではないか。

屋久島山岳部の素晴らしさばかりを強調しても、装備不十分や地図なし登山者は減らないのではないか。

- ❖ 施設等管理者がすべきことについて

>公園管理者や施設管理者は、山岳部利用における危険要素についても利用者に伝え、安全に関する情報提供、注意喚起や利用者の意識向上方策を十分行うべきではないか。

>施設の管理者は、施設の不適切な整備、老朽化や荒廃が利用者の安全を危うくすることがあることを再確認すべきではないか。利用者の自己責任であることを盾にすべきことを怠ることがないよう心がけるべきではないか。(ただし、施設整備で利用者のリスクすべてを排除することは不可能。“やりすぎ”に注意)

>また、自ら設置した施設については、まずは必要な整備や維持管理の予算を確保する努力をすべきではないか。

“協力金”は、あくまで予算で充当できない部分を補うための財源と位置づけるべきではないか。

(6) 人材育成について

4. 利用による自然への負荷軽減について

- (1) 利用者が持つべき意識について
- (2) 利用者が負うべき義務について

5. ゾーン設定の考え方について

6. その他

- (1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について
- (2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について

◆ 平成 29 年度

【検討内容】

- ①屋久島山岳部の適正な利用に関するビジョンについて
 - ・理念、目指す姿（目標）と目標実現のための基本方針 等
- ②適正利用のためのゾーニングについて
 - ・ゾーニングの設定

検討会	議論すべき論点(案)
第1回検討会	<p>1. 前提となる考え方について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 伝統的な自然観・人と自然との関わりについて(2) 自然環境を損なわない範囲、方法での利用について(3) 屋久島(山岳部)の価値、魅力、らしさについて(4) 次世代への継承について <p>2. 屋久島山岳部の保護と利用の「目指す姿」又は「るべき姿」について</p> <p>4. 利用による自然への負荷軽減について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 利用者が持つべき意識について(2) 利用者が負うべき義務について <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について(2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について
第2回検討会 現地視察	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">(3) 利用施設の整備と維持管理について(5) 安全について
第3回検討会 現地視察	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 対象者について(2) 質の高い利用体験の提供について <p>4. 利用による自然への負荷軽減について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 利用者が持つべき意識について(2) 利用者が負うべき義務について <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地域住民の山岳部および山岳部利用に対する関心・意識について(2) 保護地域管理者・施設管理者が持つべき意識と果たすべき責任について

第4階検討会	5. ゾーン設定の考え方について
--------	------------------

※検討会の間に、意見交換会やヒアリングを実施予定

✧ 平成30年度

【検討内容】

②適正利用のためのゾーニングについて

- ・ゾーニングの設定
- ・ゾーニングごとの（管理）目標・方針 等

③施設の整備、維持管理について

- ・施設整備の方針、内容、整備水準、維持管理の方針 等

検討会	議論すべき論点(案)
複数回	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <p>(1) 対象者について</p> <p>(2) 質の高い利用体験の提供について</p> <p>(3) 利用施設の整備と維持管理について</p> <p>5. ゾーン設定の考え方について</p>

✧ 平成31年度、平成32年度

【検討内容】

③施設の整備、維持管理について

- ・施設整備の方針、内容、整備水準、維持管理の方針 等

④利用者管理とサービスの提供について

- ・利用者管理の方針、方策
- ・利用者へのサービス提供の方針、方策 等

⑤その他

- ・モニタリング
- ・その他山岳部の適正利用に関する必要な事項

検討会	議論すべき論点(案)
複数回	<p>3. 利用者へのサービスについて</p> <p>(2) 質の高い利用体験の提供について</p> <p>(3) 利用施設の整備と維持管理について</p>

	(4) 情報提供について (6) 人材育成について
--	------------------------------